

## 育児休業後復職誓約書

(宛先)習志野市こども部長

私は、現在育児休業を取得中であり、保育所等の入所が決定した場合、または施設等利用給付認定(以下「給付認定」という。)を受けた場合は、以下のことについて誓約します。

- ① 入所決定月または給付認定を開始した月の翌月10日まで(57日目から4カ月未満児の産明け入所の場合は、入所日より7日以内)に必ず下記の職場に復職すること
- ② その事実を証明する為に、復職後すみやかに就労証明書を習志野市こども部長へ提出すること

なお、入所決定後、または給付認定を受けた後、やむをえない事由を除き、入所決定月または給付認定を開始した月の翌月10日までに育児休業より復職できない場合、転職した場合(派遣社員は派遣元の変更を含む。※)、および復職後に就労証明書を提出しなかった場合は、入所承諾決定を取り消しされること、および保育の実施を解除されること(退所)、または給付認定を取り消しされることについて同意します。

※人事異動に伴う勤務地の変更等は、転職に含みません。

年 月 日

(保護者)氏名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

(勤務先)名称: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

(申込・申請児童)氏名: \_\_\_\_\_

第一希望施設: \_\_\_\_\_